

学術フロンティア講義  
East Asian Academy for New Liberal Arts  
東京大学駒場キャンパス

2024年5月10日

DRAFT

外人にかたりかけること  
間際性(transnationality)の場面と異言語性のかたりかけの政治

(Addressing Foreigners: the Locale of Transnationality  
The Politics of Heterolingual Address)

## はじめに

これからお話しすることは、英語で言う transnationality と境界化 (bordering) を巡ってこれまで考えてきたことをもとに、以前から格闘してきた理論的課題を今回の主題に合わせて書き直したものです。Transnationality にはうまい訳語がないので、強引に「間際性」という新造語を当てはめました。「国際性」でもよいのですが、この訳語はすでに internationality の意味で使われているので、internationality と transnationality の違いが今日のお話の核心になりますので、あえて間際性を採用しました。

最初に、間際性をめぐる議論が「翻訳」を考える過程で出てきたという、その由来を簡単に述べておきましょう。現代では、翻訳は一般に、internationality としての国際性をめぐる行為、事件あるいは表象、と考えられています。その背後には近代世界の歴史があり、翻訳を国際性の枠外で考えることは極めて困難になってしまいました。知らず知らずのうちに、翻訳というと国際世界を思わず想定してしまうのです。私たちの翻訳観が近代特有の現象であることを説明するために、「近代の翻訳の実践系」(the modern regime of translation) を分析の道具としてこれまで強調してきたのは、このためです。「近代の翻訳の実践系」については、のちに、もう少し詳しく説明いたしますが、私たちが慣例的に受け容れている翻訳の考え方は、歴史的に限られたものである点を、まず確認しておきましょう。

国際世界の存在しない前近代の時期の社会のあり方に、徳川時代中期の文献を読む過程で、40年ほど前に私は初めて直面しました。徳川期の日本群島には、多くの面では近代的な社会編制が存在していましたが、国際性に関しては国民国家の体裁をもった領土的主権国家も国民共同体も形成されてはいませんでした。そこで私が出会ったのは、日本語という国語という形象が普及していない社会であり、日本語が初めて発見されてくる歴史的変動でした<sup>1</sup>。そして、この日本語の発明のことを「日本語の死産」と呼んだわけです。

国語(あるいは国民語)という制度は、国民という新たな共同体が複数併存する国際世界という機制を必要としますが、19世紀以前の東北アジアには国際世界が存在せず、その代わりに、いわゆる中華中心世界(Sinocentric World)があったわ

けです。今日の聴衆の皆さんの中には東北アジアの歴史に詳しい方々がおられると思いますが、「近代の翻訳の実践系」の歴史性をわかっていただく上で、幸運であると密かに感じています。必要に応じて、東北アジアの歴史的事象を参照させていただくことになるかもしれません。

そこで、まず、みなさんの注意を促しておきたいのは、国際性 internationality だけでなく国際性 transnationality も、国境に関する事態を婉曲に参照する言葉である点です。国際性が国境の形象に依拠するのに対し、国際性は国境とは独立していて、国境には制約されない想像力を前提にしています。つまり、国際性と国境の間には親和性がある、この親和性は近代になって生まれたものであることをまず確認しておきましょう。一方で国民国家、他方で国際世界、の成立を前提にしないと、国際性は了解不可能です。もちろん、国民国家そのものが国際世界を前提にし、一般に国際世界は、地球上に国民国家が併存する世界として了解されています。しかも、国際性と国境の間の親和性は、国民国家間の外交関係を規制するだけでなく、我々個人の倫理的・情緒的態度においても決定要素となっている点を忘れるわけにはゆきません。

敢えてここで、国際性とは異なった国際性を持ちこむことで、私たちの「外人」に対する倫理的・情緒的態度のあり方の改変を目指すことはできないでしょうか。

国際性と国境がどのように関係つけられているかを知ることは、国際性の下で個人が、様々な異人あるいは外人 (strangers) に対して慣例的に採ってしまっている態度の、ある側面を明るみに出します。私たちは、見ず知らずの他人と絶えず出会い、その様な他人と共同生活を送っているわけですが、この様な「外人」——つまり異人 / 見ず知らずの人のことで、「外国人」とは異なります——を、密かに、自国人あるいは同胞 (compatriots) と外国人に分類しており、その結果、今では外人とは直ちに外国人のことにされてしまっています。そこで、同胞と外国人の区別で決定的な役割を果たしているのが国境と国際性です。

今日の発表で暗に希求されているのは、次のような事態であることを、あらかじめ承知していただきたいと思います。これを「希望」と言い換えてもよいかもしれませんが、それは、国際性を持ち込むことによって、私たちは国境に関して、さらに、外人を人類における二種類の人種に分類する習慣について、どの様な倫理的な任務を引き受けてしまっているのか、という問いかけであり、この問いが切り開く思考の地平です。さらに、別のいい方をすれば、国際性と国境の間に想定された結びつきを説明しようとする私の目論みには、私たちの国籍あるいは國體 (nationality) に内在する実践的かつ倫理的規範にどの様に対決すべきか、という問題意識が含まれているのです。

## 近代の国際世界と国家の領土

まず、国際世界という体制には、どのような国境にまつわる規則が、想定され、実践され、正統化されているかを、考えた上で、このような体制の基盤の上に制度化された国際世界という仕組みを、改めて復習してみましょう。そこで、「国境とは何か」という問いをより詳しく検証するために、「国境は何をするのか」、「国境

は、言行為論でいう（実践的に（performatively））何を成就するのか」という問い方を許してください。

国境線が地理的空間を切り分け地表を分割して、二つの異なった地域あるいは領土を作り出す事例を心に描くことによって、慣例的に私たちは国境とは何かを了解しようとし、あるいは、逆に、二つの異なった領土の間にある境界線によって象徴されるものとして、国境を思い描きます。この様な国境の地理的表象で見過ごされているのは、国境という制度がどのような社会的任務を担っており、どのような社会的実践を喚起しているか、でしょう。国境とは、そこにある境界(border)である前に、ある差別を導入し、人々の間に差異を作り出す境界化 (bordering) という行為・実践のことでしょう。ですから境界化を伴わない国境はありません。たまたま国境線が大地の上に刻印されているとされているために、二種類の間が区別されるわけではありません。そうではなく、地面に引かれた国境線が一定の社会的機能を果たすからこそ、地表に引かれた線がいわば象徴的に人間の集団の分割、分離、あるいは分類、の原因と見做されることになるわけです。地理的指標は人類の分類（種的分类）において機能する重要な図式ですが、地理的指標だけでは人類の社会的な分類には十分ではありません。実際には、事態は逆であって、国境が国境と見做されるのは、それが一定の社会的機能を果たすからです。その社会的な役割を奪われたとき、国境は存在しません。

ここで問題となっているのは、認識の機制における「比較」という作業であり、比較には、国境によって区分される地域あるいは領土を地理的に表象することを通じて主権の範囲を認知する作業と、そのような地域に所属する人口—住民あるいは地域研究や文化人類学の視座から言えば、「原住民」—を分類する統計的な<sup>2</sup>作業の二つが、総合されています。どうやら、1) 地理的な表象に関わる「領土」、2) 国家に従属する (subject) 住民 (臣民) の統計的な総体としての「人口」と、3) 政治的な統治の正統性としての「主権」(sovereignty)という、国際世界を構成するこの三つの契機がみえてきたようです。この三者は、緊密な相互連環の下にあり、この連環の働く範囲のことを、私たちは「国際世界」と言い慣わしてきたわけです。つまり、近代の国際世界において国境によって主題的に問われているのは、国際比較と人種の分類であり、国際性の場面における比較と国民という人間の種的同一化(speciation)を媒介にした人間の種的同一性(specific identity)です。

国境は複数の社会的、認識論的役割を担いますが、その一つが、一群の人々を別の人々から区別し、人類の国際的 분류の一環を担うことであり、異なった国籍あるいは國體 (nationality) — この「國體」という古めかしい言葉については、これから改めて説明いたします — が人々を地理的に配分し画定する、地理的な分別・分類の任務を果たすことです。さらに一つの主権国家が支配する領土を、別の国家の領土から分離し、領土が国家主権に従属することを明確に提示する役割も果たします。この過程で、国境とは、二つの主権国家の領土が隣接しつつ、同時に、国家が異なることによって、政治支配の体制が全く異なることを明示する制度的指標になります。一旦国境を越えると、全く異なった政治支配の制度が存在することになり、他の国家はこの政治支配を否認したり干渉することがあらかじめできなくなるようになります。したがって、国境とは、隣接する二つの国家の間の協約あるいは同意の表明であるだけでなく、国際世界の成員である国家の全ての合意に基づく

ものとして、総体としての国際世界の権威に裏付けられた制度として権限をもつことになるわけです。

一方で、ある一定の条件を満たさなければ、政体は主権国家として国際世界の一員となることはできませんが、他方で、一旦国際世界の成員であると認められてしまえば、他の国家からの干渉を拒否する自律・独立の資格を獲得するわけです。国際世界に内在する、一見すると矛盾しているように見えるこの機制は、近代の植民地主義と近代化の相互作用の力学を見事に表しています。近代の国際世界においては、すべての政体が、植民地化による従属か、それとも、領土的国家主権による独立か、の二律背反に直面するのはこのためでしょう。

明治維新から第二次世界大戦での敗北に至るまでの日本は、近代の欧米列強による植民地化を回避することを通じて独立を維持し、近代化を成し遂げた最も典型的な帝国主義的国民主義の事例と考えてよいでしょう。1960年代に、主として合州国の地域研究者によって、日本が「アジアにおける唯一の真の近代国家」と呼ばれ称賛されたのは、偶然ではありません。それは、西洋中心の近代化の類型に日本が追随していたことを見事に表明していたのです。

### 地理的表象の構想、人口、国体(nationality)

国境の一般論に関する限りで、その空間的な表象を問うことから始めてみましょう。というのは、人々は空間的な表象を通じて、一つの国家の領土と別の国家の領土の間の境界としての「国境」(国家と国家の境)を理解してきたからです。

国籍あるいは國體(nationality)は、一続きの国境線によって囲い込まれた閉域(enclosure)の形象(イメージ)に依存しています。ということは、空間的あるいは地理的表象の点からみると、国籍あるいは國體(nationality)は近代的な国民国家の主権(sovcreignty)の統制下に置かれた「領土」に帰属する住民(人口)に由来していることがわかります。しかし、ここで、「領土」なる概念の歴史を再度思い起こしておいた方がよいでしょう。というのは、「領土」なるものの地理的表象についていえば、国境によって包囲された限りの「領土」は、厳密に言えば、国際法あるいはその前身であるヨーロッパ公法(Jus Publicum Europaeum)の制約の下でのみ有効であって、このような「領土」の概念が超歴史的に通用してきたわけではないからです<sup>3</sup>。しかも国際法はもっぱらヨーロッパ — ヨーロッパは、もともと地理的な地域を指す地方の指標でしたが、やがて世界を支配する文明さらには世界の中心を示す普遍的権威の意義を獲得します — 内の限られた地方にのみに適応される、地球上の特定の地域に限定して通用する外交的協約の体系であったわけ<sup>4</sup>です。

「領土」が途切れのない国境によって閉じ込められた閉域としての大地(enclosure)を意味する以上、「領土」は中央国家の権威によって直接に、つまり中間媒介者なしに直轄下に置かれた土地、主権によって制御された空間、を意味することになりますから、領土内に居住する住民と主権国家の間には、他の国家の媒介も教会のような脱領土的権威による干渉も存在しない、という建前が成り立つことになります。すなわち、領土内のいかなる場所も複数の主権国家の権威に従属することはなく、主権に関する限り、(少なくとも第二次世界大戦以前には)領土とは一つの国家の支配が均等に普及する空間ということになっていたわけです。

国際世界の成立を、ごく大雑把に捉えてみました。政治学や国際法の専門の研究者の方々から見るとあまりにずさんに見える説明もあるかと思いますが、誤りについては後にご教示をいただくことにして、話を先に進めさせていただきます。

## 翻訳と構想力（想像力）

そこで、冒頭に申し上げた「近代の翻訳の実践系」と「境界化」を軸に、国境の想像的表象、人類の種的分類、さらに個人の情緒的・倫理的主体性の関係を、その認識的な機制、種的同一性の論理、さらに「國體」と「國體の情」との相互連関を参照しつつ分析させてください。

これまで「國體」という言葉の説明を怠ってきましたので、ここで改めて、大英帝国の自由主義に由来するこの言葉の歴史的来歴を簡単に申し述べておきます。「國體」とは英語の nationality の訳語で、私の知る限り、この訳語を近代化という大きな歴史的な動向を意識しつつ最初に採用したのは福澤諭吉です。そして、このように理解された領土と「個人としての国民」という共同体への帰属の関係（nationality の訳語としての「國體」には国民共同体への情緒的帰属があらかじめ含まれています）には、「人格」の装いの下で新たな主体性の構成が素描されていると、考えられていたと思います。ジョン・スチュアート・ミルの nationality という語を、福澤は『文明論之概略』の中で「國體」と訳したことはよく知られています。明治以降、nationality にはさまざまな訳語が試みられましたし、明治の天皇制国家が採用した「國體」の用語に関する検閲の体制をも考慮した上で、あえて「國體」を福澤が用いた仕方に沿って使おうと私は思います。というのも、「國體」によってミルが表現した「国民」という新たな共同体のあり方を、福澤はある危機感を背景に理解・把握していたように思えるからです。

ミルは、國體によって、「共感によって結びつけられた協同体」(the society of sympathy)を考えました。共感というと、様々な情緒を共有・喚起する様々な事由が挙げられますが、その中でも特にミルが重視したのが、個々の成員が体験を共有すること、つまり、同じ体験を経てきたとされる者たちの共同体の経歴を述べる国民の歴史でした。すなわち、歴史の語りを通じて、人々が「我々」として共同性を構想し、この「我々」の中に個人が帰属する時、この構想された「我々」の集合的同一性としての「国民」が成り立つわけです。集団である「国民」としての共同性を個人である「国民」が担うのは構想される情緒を通じてであり — 共感の想像性（＝構想性）を忘れないでおきましょう — この情緒を通じて個人としての「国民」は共同体としての「国民」に帰属します。すなわち、「國體之情」(the feeling of nationality)を通じて個人が情緒において共感を投射・享受する時、近代国際世界特有の「国民」なる共同体が、構想（想像）されることになるのです。

もう一言述べておけば、「国民」という「共感の協同体」が担う歴史は、それまでの歴史とは、その基本の語りの力学において異なっている点です。この歴史の語りの変化に伴って、「正統性」(legitimacy) の概念が大きく変わります。「国民の歴史」という仕組みは、それまでの権力や財産の継承の意味での「正統性」とは違った共同性と帰属にまつわる正統性の語りの新たな地平を切り開きます。

1980年代初頭に、ベネディクト・アンダーソンが分析したように、国民共同体は構想的なあり方をし、この共同体の成員は見ず知らずの赤の他人(unacquainted)と共感を分かち合い、共感を想像的に共有することによって国民共同体を構成します<sup>5</sup>。このようにして構想された国民共同体においては、共感を想像力によって共有するという点で、新たな歴史の語りの形式としての国民史は圧倒的な重要性を持つことになるのです。つまり「国民」(あるいは民族)とは、異人あるいは外人(strangers)からなる共同体であり、この共同体の靱帯の役割を担うのが「國體之情」となる訳です。したがって、「同じ子宮から出てきた者たち」が含意されているにも関わらず、「国民」という「同胞たち」の間には血縁はなく、彼らは基本的に異人/外人であり、単に肉親でないだけでなく職業的にも地縁においてもさらに部族的にも、見ず知らずの赤の他人です。では、どうやって異人/外人の中で、同胞と外国人(単なる外人ではなく外国人)を選別するのでしょうか。そこで、国境の構想的な役割が、再び注目されなければならなくなります。

### 地理的表象と人間の種的分類・差別：国際性と間際性

すでにトンチャイ・ウィニチャクルの『地図となったシャム』(?) (Siam Mapped: A History of the Geo-Body of a Nation)<sup>6</sup>が見事に示したように、科学的地図作成術 (scientific cartography) によって導かれた新たな領土の地理的表象は国家の近代特有の支配の機制である「主権」(sovereignty) のあり方を可能にします。領土の地理的な表象が、国民/民族共同体の構想的あり方を制約し、国民共同体の存在にとって「閉域としての領土」の表象は決定的な重要性を担うことになります。そこで、国境が果たす役割とは、国民に帰属する者たちと国民に帰属しない者たちを分離し、種的に画定・分類することになります。外人である点で同国人も外国人も全く変わりはありませんが、国境の地理的表象を経由して同胞と外国人が差別され、分離され、その結果として、私たちは、この二種類の人々に対し全く異なった態度を採るようになるだけでなく、全く違う期待を持ち、全く異なった共感を投射することになるわけです。すなわち、人々を画定して分類する(現在における認識)だけでなく、人々に対してどのような行為をとるべきなのか(未来の倫理的行為の可能性の見取り図)、人々からどのような対応を期待するのか(未来についての、あらかじめ共感を期待するのかそれとも反感を持つのかという、情緒的予感)に関わる、外人に対する関わり方の基本形式が、国境の表象を通じて素描されることになるわけです。いうまでもなく、国境の表象を通じて、一定の外人と「歴史的経験」を共有することになるのか、それとも「歴史的経験」を分ち持つ可能性そのものが断念されるかも、決められてきます。別の言い方をすれば、そもそも歴史的共同性を担う「我々」とは誰のことであるのかが、情緒的・倫理的な次元を含めて、国境の表象を媒介にして決められてくるのです。

そこで、科学的地図作成法と国境の地理的な表象に関する認識論的な構想の力学をもう少し詳しく見るために、ここで、国際性と間際性の違いを改めて考えてみましょう。というのは、国境が大地を分割し区分するといった事態を考えると、分割された自国と異国の二つの領土、あるいは二つの領域、を認識する主観が、どのような位置をその想像の機制において占めているかが見えてきます。

まず確認しておかなければならないのは、「場所」あるいは「土地」とは想像的事象であって、地理的表象はあくまで想像力に関わる事象である点です。メルカトル図法に代表される「科学的地図作成法」は、私たちの構想力（想像力）を操作する方法であり、この想像力の近代的応用のおかげで、私たちは全地球を一つの球体として想像することができるようになり、地動説と大航海の時代を迎えたわけでしょう。近代初期の科学的地図作成法の発明者が、自分たちが発明した技術を *fabrica mundi*（世界を作り上げること）と豪語したことは、驚くにあたりません<sup>7</sup>。地理を新たな仕方で構想することによって、彼らは、世界を新たに作り変える方法を見出したと自負していたのでしょう。

近代的な地図作成術において国境を地表に引かれた線として認知することは、地表を上空から俯瞰する位置に主観が構想的に位置付けられることを意味します。つまり、科学的に作られた地図をその地図の文法に忠実に見ること — すなわち、近代的地図制作法の言説に内在する規範に従いつつ自らの主体構成を成就すること — は、現存する地形や、地表のさまざまなあり方に対して、ある一定の想像的關係を想定することであり、この認識の機制において、主観は国境が刻印されているはずの地表から一定の距離をとった虚構の位置から、国境を認知することになりますから、主観と地表の間には鳥瞰の關係、すなわち、ちょうど飛翔する鳥の目から見た地表のように、主観の位置は認識の対象が位置づけられた客観の次元からは分離されていることがわかります。地表にいて、ある領土の只中に立っていれば、国境によって分離された別の領土にいることは事実上できませんが、鳥瞰する主観は、そのような地表に立っているわけではありませんから、別の土地にいる自分を想像することもでき、そのような構想の機制においては、どちらの領土にも直屬する必要はありません。つまり、領土を「比較」できる想像上の視座をもつことができれば良いわけです。

科学的地図作成法が普及する以前にも、地理的な土地の認識には、一つの場所を他の場所を経由して画定することは広く行われていました。その最も典型的な例が、「アジア」という地名でしょう。アジアは、ヨーロッパから東に位置する脱自の地理認識の一例で、視座はヨーロッパあるいはヘレネスに置かれています<sup>8</sup>。

そこで、先ほど申し述べました国際比較に含まれるもう一つの作業のことを考えてみましょう。それは、分類という手続きです。近代で最も有名なのは、おそらく、博物史あるいは自然史で用いられてきた「自然の体系」(*Systema Naturae*)でしょう。18世紀にカール・リンネによって考案された全ての創造物を分類し統合するこの分類法では、少なくとも動植物に関する限り、アリストテレスに由来する古典的論理学で用いられた個-種-類 (*individuum-species-genus*) の分類図式が、多少粉飾されてはいますが、ほぼ古典の通りに用いられていました。国際世界における国境に関わる分類の作業においても、個-種-類の分類図式が用いられていて、地球上に存在する人間の総体としての人類は、国境によって国民という人口に分類され、人口としての国民は、人「類」に対しては人「種」に当たり、「種」としての国民に対して、「個物」としての国民は、「個」の位置を占めることとなります<sup>9</sup>。

こうして見てくると、私たちが外人を国境の表象に則って同胞と外国人に分別し、しかも、外国人を排除した上で自分が歸屬する国民共同体に同一化するのには、逆説的に聞こえるかもしれませんが、いずれの領土にも内屬しない鳥瞰の主観

を構想的に媒介にしているからであって、「共感の協同体」としての国民への帰属の力学としての「國體」とは、国際世界という普遍的な超越する視座、つまり、どちらの領土にも位置付けられない鳥瞰の主観によって、密かに、媒介されているからでしょう。

以上の議論を踏まえた上で、間際性を検討してみましょう。間際性の一つの特徴は、鳥瞰の主観の媒介を必要としないことです。国境が国際性の典型的な例として引かれるのに対し、地平線が間際性の例示するものとして登場するのは、このためです。地平線あるいは水平線は、一見すると、領域を区切る境界のように見えて、境界を固定しません。主観の視座が地表を離れることがないので、鳥瞰の視座を取ることがないのです。地平線の向こう側は、見る者の視座が動けば、その動きにつれて移動してしまい、こちら側とあちら側を分離することがないために、地平線・水平線には国境の働きを期待できないのです。

こうして、間際性が、国際性とは違った社会性のあり方を前提していることがわかってきます。そこで、確認しておかなければならない点の一つがあります。それは、間際性において、外人と私の中に国境にあたる分離の境界が存在しないからといって、外人と「私」の間にすでに共同性が前提されている、外人と私はいわば「同胞」のように共通の絆によって結ばれてしまっている、と想定するわけにはゆかない点です。そもそも、「同胞」とは、排除された「外国人」の存在を前提にしないと了解不可能な集団を指示する言葉だからです。

「共同性」という概念そのものの検討が必要になるのはこのためです。なぜなら、そのような同胞観あるいは人種や民族文化が密かに前提する国民や民族の共同性は、いわば国際性の名残であって、国境の向こう側に「外国人」を押しやり排斥する差別の制度に由来するものだからです。というのも、国境を設定することによって、ともすれば国境のこちら側の「我々」には、漠然と共有するものがあかかも存在するかのようになり込んでしまうのです。分離や分類の手続きが、「我々」の間に共通する文化や価値があるという幻想を喚起するのです。

## 共同性としてのナンセンス

むしろ、間際性が照明を与えるのは、国際性の機制には収まらない人々の社会性であり共同性です。人々が社会的な生活をし、共同性を生きるのは、人々の間に共通する習慣や価値が共有されてしまっているからではありません。思い切つて、共同性概念を改変する必要があるのはこのためです。

ここで私が提案する「共同性」は、ジャン＝リュック・ナンシー(Jean-Luc Nancy)が「共同にあること」(être-en-commun)<sup>10</sup>と述べたことに重なるものであって、人々が予期できない仕方で互いに露呈・暴露されており、ある個人が別の個人と共有するものは、その都度の投企・投機(aléa)によって成就されるものです。ですから、共同性とは、人々が「聖餐」(communion)において融合してあることではなく、人々がバラバラに分離されつつ、まさに分離されたことにおいて、互いに関わり合っていることを示します。共同性とは非連続的なもの、伝達としては把握できないもの、ナンセンス(non-sense)とでも呼ばざるを得ないものです。人々が外



人に向かって働きかける社会性の行為をする前にあらかじめ存在するものではありませんから、共通の価値や習慣、生まれやあらかじめ出来上がってしまった文化として表現することはできません。共同性とは投企・投機から切り離された時、全く理解できないものになってしまうのです。ナンシーの共同性に関する議論を参照すると、人々が生きてしまっている共同性を、投企・投機の契機を無視して、国際性の枠内で「伝達論のモデル」(communication model)で考える欠陥が、嫌がおうにも見えてきます。

伝達論は共同性を説明する典型的な形式です。この形式では、話し手と聞き手の間で「伝達する」という行為が「伝達」という事件として表象されます。もし、話し手と聞き手の間に共有された言語(フランス語でいう la langue)があらかじめ存在すれば、伝達の行為が成就され意味の伝達が起こることになりますが、そのような言語が存在すると想定できない時、伝達の行為は成立せず、伝達される意味(メッセージ)の伝達が起こる代わりに話者たちは無意味(ナンセンス)に直面することになります。すなわち、共通の言語の不在は伝達の不成立を帰結するはずであり、その場合、伝達の行為は成就されないことになります。伝達に失敗しますから、会話者の間に意思の疎通は起こらないことになり、先ほど述べた国境の地理的表象を通じた自国人と外国人の分類と類似した表象の仕組みが、見事に、再確認されることになるのです。従って、伝達はあらかじめ存在しているはずの言語(ここではコードの体系と同定される)によって成就するか成就しないかが前もって決定されていることになります。つまり、先ほどの「同胞」の例で言えば、「我々」といえる以上、「我々の間には、共同性の基盤としての国語があるはずである」という想定が肯定されるだけでなく、伝達の起こらない外国人との間には、「共通性の基盤があらかじめ不在」であり、言語を「伝達論のモデル」に従って表象することによって、自国人と外国人の間の分離が単に確認されるだけでなく、予定され、実体化・本質化されることになるのです。すなわち、私がかつて「均質言語的な聞き手への語りかけの構え」(homolingual address)と呼んだ、語りの姿勢が嫌がおうにも前提されてしまう事になるのです。

このように、「伝達論のモデル」は、国際性の機制に依拠する比較で機能している典型的な実践系を示して、そこでは、伝達という行為は、あらかじめ、成就された行為として措定されてしまっています。すなわち、伝達の行為は完了形の時制でのみ考えられているのです。ナンシーの言葉で言えば、伝達論では、伝達の行為をすでに構成されてしまった「営み-作品」(ouvres)<sup>11</sup>によってのみ把握しようとしている、といえるでしょう。

「伝達のモデル」と国際性は共犯関係を形作っており、国際性と伝達論のモデルの間にある同型性(homology)は今や明らかです。国境の地理的表象が引用されているわけではないのに、外人を分類する役割を、国語あるいは民族語が果たしていて、「領土」に居住する「人口」が共通に共有するとされる「国語」という統一体は、簡単に国際世界の機制に組み込まれます。「伝達論のモデル」では、国語や民族語はあらかじめ一貫した国境によって閉鎖された領土のように、他の言語から分離され、隔離され、その同一性は所与のものに見做されています。つまり、これまで再三みてきたように、国際性が依拠する地理的表象と同型な分類の機制がすでに前提されてしまっていて、ちょうど国際世界が「領土」に分類され配分されている

ように、全世界が複数の国語あるいは民族語に分配されてしまっている、とされているのです。

### 近代の翻訳の実践系 (the Modern Regime of Translation)

そこで、次の二つの論点を提示してみましよう。一つは、先ほども簡単に触れた、国際世界が普及する前の東北アジアの状況です。国際性が支配的な機制になる以前には、どのように国語や民族語は把握されていたのか、という問いです。言語の表象が国際世界の表象によって制御される前の、国際性が全地球的な規模でその覇権を獲得する以前の時代には、一つの言語と別の言語の関係はどのように理解されて処理されていたのでしょうか。

この文脈で、いわゆる漢字が重要な課題として登場してきます。というのは、漢字が文字として中国の多くの地域だけでなく、朝鮮半島や日本列島、ベトナムなどで使用されていたために、漢字を媒介にした知識や文化が広範囲にわたって共有されていたからです。しかし、ちょうど、ローマン・アルファベットが西ヨーロッパの多くの人々によって用いられていたからといって、同じ表記系が同じ言語の共有を意味する訳ではないように、漢字の共有は同じ言語の共有を意味しませんでした。漢字の表記系を言語の体系と同一視することはできません<sup>12</sup>。さらに、近代の言語（国語あるいは民族語として理解されることになる言語統一体(*la langue*))にあたるものが、北東アジアの国々では簡単には同定できなかったのです。国語の併存には還元できない多様性が存在していましたから、この多様性をどのように撲滅するかが近代化の課題となり、そこでは、漢字の排除と近代化を通じた国語の樹立とは、しばしば、同時に近代化にまつわる課題とされていました<sup>13</sup>。

もう一つの論点は、先ほども、「伝達論のモデル」を参照しつつ、自国語の話者と外国語の話者の間の伝達の行為の表象にまつわる、意味の伝達と不伝達の分離の装置です。国境が国際分類に果たしたように、一つの言語と別の言語の間で行われる「翻訳」が、同じような役割（一方で連結、他方で分離）を持つであろうことは、当然予想できます。しかし、国境が果たしたように、翻訳が一つの国語と別の国語の間の差異を認知しつつ結合するという、「伝達論のモデル」に則った国際性の図式に適合するように、国際世界が到来する以前の北東アジアでも翻訳が機能していたのでしょうか。言語が異なっているということは、直ちに、「伝達が起こらない」以上、話し手と聞き手の間に意味に関する交渉が起こらない、ということなのでしょう。ナン・センスとは、意味の不在あるいは意味作用の伝達不能に過ぎないのでしょうか。我々は、ナン・センスを通じて共同性を生きるのではないのでしょうか。

18世紀以前の日本群島で書かれたものの中に、「伝達論のモデル」に則った翻訳観を見出すことはほとんど不可能です。そもそも、中国には中国の国語あるいは民族語があり日本には日本の国語あるいは民族語があるという前提が、そもそも存在していたかどうかが大いに疑わしいだけでなく、異なった国語の間には共通の言語がありませんからナン・センスが起こるはずであり、そのナン・センスを克服するために翻訳を行う、といった発想そのものが見出せないのです。別の言い方をすれば、すでに『過去の声：十八世紀日本の言説における言語の地位』や『死産される日本語・日本人』<sup>14</sup>でも触れたように、日本には国民語・民族語にあたる日本語が

存在するはずである、という発想そのものが見出せないのです<sup>15</sup>。別の言い方をすれば、日本群島で書かれた漢字を使った文献では — おそらく、朝鮮半島やベトナムなどにおいても、事態は基本的に変わらないのではないかとと思いますが、朝鮮やベトナムの前近代の文献をよく知らない私の判断の及ぶところではありません — 異なった言語が同時に介在する錯綜した異言語の複綜体しか見つからないようなのです。

国際世界以前の翻訳を説明するために、皆さんの中でもよく知られている、漢文訓読<sup>16</sup>の例を考えてみてください。漢文訓読は、中国から来たとされる漢字でのみ書かれた書体（白文）を、漢文をよく知らない日本の読者が読解（読む、詠む、訓む、誦む）できるようにする、それ自体が翻訳であるような書体群です<sup>17</sup>。現在の日本語が国語として制度化される以前には、日本で書かれた文献の一般的な書体のことであり、漢文が外国語であるという意識の存在を求めようとすると自己矛盾を招来してしまう、そのような書記の形態を表しています。漢文の翻訳でありつつ、それ自身が日本語の基本的な形式となっているという<sup>18</sup>、奇妙で興味深い構造を示します<sup>19</sup>。現在も残存する現象ですが、日本語における漢字（真名）とカナ（仮名）の併存として理解されているのは、漢文訓読とともに発達した、漢字の使用をめぐる日本群島で実践されていた言行為を制約する統辞論、音韻論、形態論などの規則に由来するものでした。漢字からなる漢文を訓読する方法で、「漢」の要素と「訓」の要素とが、錯綜して混在しています。漢文訓読では、中国語と日本語の間に、対-形象的に二つの言語の間で行われる翻訳を想定することができないのです。漢文訓読では、中国語も日本語も、いずれも統一された言語として表象することができないのです。すなわち、中国語と日本語の間にそもそも国際関係を想定することができないのです。

まさに、国民語の併存の体制である国際世界が未だに成熟していない東北アジアで、ヨーロッパの文献の翻訳が行われたことは、十分に記憶しておく必要があります。自然科学だけでなく、哲学、政治理論、社会科学、法学そして経済学といった分野での最新の知識を摂取する上で、次々に最新の西ヨーロッパの文献を日本の読者へ伝えるべく、西周、福沢諭吉、中江兆民、といった多くの新進の学者が翻訳者として活躍し、西ヨーロッパで樹立されつつあった科学的な知識の基本語彙を次々に翻案していったことはよく知られています。彼らは、英語やフランス語、のちにはドイツ語の文献を翻訳・紹介し、さらに多くの解説の記事を出版することによって、日本の読者の啓蒙と近代化に努めたわけです。ただし、彼らの翻訳は、決して対-形象的な一つの国語から別の国語への翻訳の図式論に沿ったものではなかった点は注目されなければなりません。彼らは、命題の水準ではなく、熟語の水準で、西ヨーロッパの国語で頻繁に使われる基本語彙を漢字と漢字の熟語に置き換えていったのです。彼らの翻訳は、英語から日本語へ、あるいはフランス語から日本語へという対-形象化の形式に沿ったものではなく、英語から漢文訓読の体裁へ、あるいはフランス語から漢文訓読の方式へと、いまだに国語化される以前の、国語化される前の、国際世界以前の漢字の体制を利用することになったわけです。

「社会」、「哲学」、「権利」、「自由」、「憲法」、「平等」などの基本語彙は、すべてこの過程を経て誕生し、これらの漢字による近代的科学的語彙は、日本という国民・民族共同体だけでなく、国民という狭い範囲を超えて東北アジアに広く分布し

た漢字の教養をもつ知識人一般の間で汎用性を獲得することになります。対-形象化の形式から大きく逸脱した漢文訓読の伝統に依存した翻訳が、ヨーロッパの科学、政治、法律、経済、医学、軍事技術などを東北アジアの知識人が摂取する上で、大きな役割を果たすことになるわけです。さらに、近代的な教育制度が完備し、国語による教育が徹底する19世紀末から20世紀初頭になって、日本の知識人が次第に漢文読解力を失い、漢文訓読体によるいわゆる「漢文訓読」のスタイルで文章が書けなくなるまでは、「筆談」という形式で、東北アジアの異国の知識人との交流の通路を維持し続けたわけでしょう。

細かい検討は別の機会に譲るとして、漢文訓読の存在が教えてくれるのは、一つの言語と別の言語の間に境界を引き、分離し、分類する装置を組み込んだ機制がないとき、現在の我々が当然視する翻訳の表象が使えない、すなわち「伝達論のモデル」が当たり前のこととしている二つの国語の間の対-形象化の図式に則ったメッセージの伝達としての翻訳という通念が妥当しなくなってしまうということです。

ここで、「近代の翻訳の実践系」について結論から接近することを許してください。時間の余裕がないので、結論を、五つの命題にまとめることを許させていただきます。

- 1) 言語が、統一体として表象されるのは、他の言語との関係が問題とされるときだけであって、他の言語との関係性が登場する場面としてナンセンスあるいは「意味の不分明・多様性」がなければならない。近代世界においては、この場面に対して我々がとる行為は、直ちに、二言語間の翻訳とみなされる。
- 2) 言語は実体としてあらかじめ与えられることはない。実体に先立って、それはまず形象(figure)として与えられるので、私たちは言語を個物(individual)として考えることができるようになる。この場合、形象(image)は言語という参照項(referent)に先行することになる。別の言い方をすれば、形象が参照項の再現(re-presentation)となるのではなく、参照項が形象の表象(re-presentation)となる。つまり、形象は参照項に対して図式(schema,あるいは統制的理念)として機能することになる。
- 3) 言語は別の言語との関係性においてのみ、その個物性において表象される。他の言語との関係がないとき、言語がその個物性において議題となることはない。言語がその個物性を前提された上で複数併存する限りで — 領土の併存との類比でいえば、国際世界のような複数言語の世界において — 言語の個物性は初めて登場する。
- 4) 中心となる課題は、言語がどのように表象されるかであって、それは言語の像(image)、形象(figure)、あるいは図式(schema)として与えられることになる。しかし、翻訳は言語の形象化以前の事態であって、翻訳はすべての共同性の営みに起こる。人が他者に向かって話しかけることをやめない限り、翻訳は起こる。
- 5) 近代世界においては、翻訳は、まずある言語の形象と別の言語の形象との間の相互作用として表象化が可能になる。つまり、個々の言語が

その個物性において主題化されるためには、「対—形象化」(co-figuration)の表象が実践される必要がある。すなわち、「近代の翻訳の実践系」に則って翻訳を表象することを通じて、私たちは世界を複数の言語が互いに外在し、しかも、併存する空間とみなすことになる。

どうやら、近代の国際世界の登場と言語の表象の仕組みの変化の間にどのような相関関係があるかを考えるための見取り図が見えてきました。そして、現代「東北アジア」と呼ばれる地域には、国際世界も多言語が対-形象的に併存する世界もなかったことが了解できるようになります。

### 「外人に語りかけること」と翻訳の実践性

そこで、国際世界の制約のもとにある分類の機制や「近代の翻訳の実践系」にはとらわれない翻訳観に基づいて、外人に対する共同性を考えてみましょう。もちろん、今や「外人」は「外国人」のことではなく、他者一般、さらに自分自身をも含めた、話し手と聞き手、あるいは書き手と読み手の、となりうる人々全てを指示します。

外人に対する私たちのあり方として、私は「異言語的な聞き手への語り掛けの構え」(heterolingual address)に言及したことがあります<sup>20</sup>。「対-形象化」が否定されている以上、異言語への語り掛けの行為が、二つの互いに異なり外在する言語の間で遂行される行為ではなく、「伝達のモデル」には収まらない社会的な事件であることも明らかでしょう。「異言語的な聞き手への語り掛けの構え」は、一つの国語・民族語に帰属する話し手が異なった国語・民族語に帰属する聞き手に語りかけることをいっているわけではありません。そうではなく、まさに他者を外人として、そのような外人に向かって話しかけることが、意図されているはずなのです<sup>21</sup>。ここでは、同胞と外国人の差別・分類は語り掛けの行為(address)の前提となつてはいません。さらに、語り掛けは全く失敗に終わるかもしれない以上、それはむしろ投機・投企であつて、伝達される意味作用(signification)としてのメッセージの伝達はあらかじめ保証されてはいないのです。つまり、それは、我々が常に互いに外人であることを知りつつ、我々の共同性を謳歌する行為なのです。と同時に、外人は外国人でもなければ、同胞から排除されたものたちでもなくなります。外人とは、共に生きる者たちのことになるのです。

<sup>1</sup> Naoki Sakai, *Voices of the Past: the Status of Language in Eighteenth-Century Japanese Discourse*, Cornell University Press, 1991 (酒井直樹、『過去の声：十八世紀日本の言説における言語の地位』川田潤、齊藤一、末廣幹、野口良平、浜邦彦、共訳、以文社、2002年。)『死産される日本語・日本人』東京：新曜社、1996年(のちに講談社より文庫本として2015年再刊)

<sup>2</sup> 統計的(statistic)とは「国家的」と同意義であることを忘れておきましょう。

<sup>3</sup> 「国際法」という表現で表明されている外交的協約が、歴史的に絶えず変化を遂げてきたことを忘れてはならない。したがって、「国際法」によって意味される規則は絶えず変更され書き換えられてきた。もちろん、領土という考え方は、国際法以前にも存在していましたが、領土という概念で、今日私たちが了解するように、その政治的、法的、あるいは経済的規則を了解していたと考えるわけに

はゆかないのです。今日の国際法が、国際政治の常識として受け入れられるようになるのは、大雑把に言って、第二次世界大戦以後のことであるといつてよいでしょう。

<sup>4</sup> 周知のように、ヨーロッパ公法が西ヨーロッパに最初に導入されたのは、1648年のウェストファリア条約によってであると、言われています。ただし、18世紀末になるまで「国際法」(international law)という用語は一般には受容されていませんでした。

<sup>5</sup> Benedict Anderson, *Imagined Communities: reflection on the origin and spread of nationalism*, Verso, 1983.

<sup>6</sup> Thonchai Winichakul, *Saim Mapped: A History of the Geo-Body of a Nation*, Honolulu: University of Hawaii Press, 1994.

<sup>7</sup> Sando Mezzadra and Brett Neilson, *Border As Method, Or, the Multiplication of Labor*, Duke University Press, 2013.

<sup>8</sup> じつは、ルドルフ・ガッシュェが論じたように (Rudolph Gasche, *Europe, or the Infinite Task: A Study of a Philosophical Concept*, Stanford: Stanford University Press, 2009)、ギリシャ神話にあるようにヨーロッパそのものも脱自的地理認識の一例であり、だからこそ神話によればアジアに由来する言葉であって、一つの地域の同一性は必ず別の地域からの篡奪として画定されるのです。ヨーロッパという同一性も、従って、密かにアジアに由来し、この根源的な他者指向性を、ガッシュェは、ヨーロッパ文明あるいは西洋理性の持つ根源的な他者指向性と認めた上で、超越論的に回収し、他者指向を普遍性指向に還元しようとしてきました。アジアもヨーロッパと同じように、他者指向を起源とするにもかわらず、ヨーロッパのように普遍性指向へと回収する能力を持たず、西洋文明のみが普遍主義を担うことができるのだと、かつてエドモンド・フッサールが主張した西洋中心主義へと回帰してしまうのです。

<sup>9</sup> 中世のトマス・アクエイナスの創造説から近世の新トミズム、さらにリンネの「自然の体系」などは、何度も批判を受け、認識上の真理としての権威は今や全く担っていませんし、19世紀にはダーウインの進化論が、個-種-類の分類方式の科学的信憑性をさらに打ち砕いてしまっています。

ここで、一点忘れてはならない点があります。今日の個-種-類の分類方式を認識論上の真理を保持した論理と誤認する人はほとんどいません。科学的信憑性においてではなく、もっぱら権力の正統性にまつわる便宜の考慮から個-種-類の分類方式は受容されてきたのです。国際世界は、この分類方式によって人間を分類することによって、領土、人口、そして主権からなる国民国家を権威づけ正統化してきました。認識上の真理の資格は失いましたが、個-種-類の分類方式は、権力の実践においてその権限をいまだに保持しており、だからこそ、この権力の機制を、実践的正統性の観点から問題にしなければならないこととなります。

<sup>10</sup> Jean-Luc Nancy, *La communauté désœuvrée*, Christian Bourgois Éditeur, 1986.

<sup>11</sup> ナンシーの言う *ouvre* の訳語は適切な用語が簡単には見つかりませんが、とりあえず『無為の共同体』(以文社、2001年) (*La communauté désœuvrée*) の翻訳者、西谷修 + 安原伸一郎の訳語「営み-作品」に依存させていただいた。

<sup>12</sup> もちろん、そもそも言語をどのように理解すべきが問題として残っており、言語について語られる体系性は、大きな謎です。さらに、そもそも漢字について体系という言葉が使えるかどうかは大いに疑問ですし、言語の体系を *la langue* を形成する様々な規則の統一体と見做せるかどうかにも、疑問が残ります。

<sup>13</sup> 日本以外の北東アジアの人々が近代化の過程で、どのように国語という制度を発明して行ったかについて、私の知識はごく限られているが、最近の板垣竜太氏の『北に渡った言語学者金壽卿 1918~2000』(京都: 人文書院、2021) から多くを学ばせていただいた。キム・スギョン (金壽卿) は、典型的な国民国家の発明に賭けた知識人で、彼の言語学者としての戦後の北朝鮮での一生は、朝鮮語という国語 (民族語) という統一体の構想に費やされていたことが、板垣氏によって巧みに描かれている。北朝鮮で、漢字が廃止される過程は、国語の構想の論点から見ると、よくわかります。

<sup>14</sup> 前掲、注1参照。

<sup>15</sup> 私の知る限り、国際世界を背景にした現在の我々には馴染みの深い翻訳観が出てくるのは、日本の場合、17世紀の末であり、それ以前には、私の知る限り、いわゆる国際性に則った翻訳に対応する発想は見当たりませんし、新しい翻訳の発想が主流を占めるようになるには20世紀初頭まで待たなければなりません。

<sup>16</sup> 漢文訓読は、中国から来た漢字でのみ書かれた書体を、漢文をよく知らない日本の読者が読解できるようにする、それ自身が翻訳であるような多種多様な書体群です。現在の日本語が制度化される以前には、日本で書かれた文献の一般的な書体のことであり、漢文が外国語であるという意識は存在したとは言えないだろう。現在も残存する事態ですが、漢文訓読は、漢字からなる漢文を訓読する方法で、漢の要素と訓の要素とが、混在します。

<sup>17</sup> 書体群とあえて記すのは、漢文訓読は一つのジャンルの文章だけでなく、漢字と返点のみからなる字義記述的(ideographic)な文章から、訓点によって漢字の訓みや読み、詠みを指示したものから、すべての漢字に仮名で振り仮名した、ほとんど、会話の音声記述的(phonographic)な書体のジャンルをも広範に含む、さまざまな書体の混合だからです。すなわち、これらの書体の混合の中に、日本語と日本語ではない外国語の間の境界線を引くことは実はむづかしい。

<sup>18</sup> 私の知る限り、それまで行われていた漢字で書かれた古典の読みが全く不適切であることを指摘したのは荻生徂徠で、彼は当時としては全く新しい漢文の文献の翻訳の方法を導入し、彼の経営する私塾で中国の古典の新しい翻訳方法を導入し、当時の江戸で一躍有名になったと言われます。ただし、徂徠の提唱した翻訳観が、そのまま、「近代の翻訳の実践系」に合致するものであったと主張することは無理でしょう。荻生徂徠『訳文筌蹄』。

<sup>19</sup> 時枝誠記の『国語学原論』には、いくつかの注目すべき考察が見られますが、その一つが、彼が「入れ子型構造」と名付けた、国語としての日本語的性格を表す構造です。「入れ子型構造」は、漢文訓読の文章の統辞論の基本とされているのですが、私の知る限り、時枝は、例えば朝鮮で使われる言行為について日本語の構造が当てはまるかどうかについては語っていません。さらに、彼は、(日本の)「国語」という言語統一体が、そもそも、成り立つかどうかを論じていません。むしろ、彼の言語研究は「国語学」解体の第一歩ではなかったのではないのでしょうか。

<sup>20</sup> *Translation and Subjectivity – On “Japan” and Cultural Nationalism*, Minnesota: the University of Minnesota Press, 1997: 1~17; 『日本思想という問題：翻訳と主体』東京：岩波書店、1997：1~31。

<sup>21</sup> 「異言語的な聞き手への語り掛けの構え」の詳細は、以下の拙著を参照されたい。『日本思想という問題：翻訳と主体』ibid.